

すぐ開かれた議会運営に努め

(5) 地方分権を基本とした議会活動の活性化を常に図り、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を行なう。

(6) この条例に定めるもののほか、常に市民の視点に沿った議会運営を行なうため、必要に応じて鹿追町議会運営と規定の改善等を定めた議会の活動原則です。

【解説】町民を代表する議会に関する規定を適正に見直す。

機関として、公正性、透明性の確保、行政事務事業の監視、評価、住民意見の政策反映、分かりやすい議会運営と規定の改善等を定めた議会の活動原則です。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動をする。

(1) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、町民全体の福祉の増進を目指し活動する。

(2) 町政全般の課題及び町民の意見並びに要望等を的確に把握し、常に自己研鑽に努め、町民の代表者としての活動を質問」ができます。

(政策提案に対する反論)

第7条 議会において、町長及びその他の執行機関の長若しくは議会等の提案において、町政の重要な事項に関する事項で理解困難及び根拠不明な場合は、町長等及び議員は、議長又は委員長の許可を得て、信義と緊張関係を踏まえて「反論」することができる。

【解説】町政の重要な事項で町長等及び議員が納得のできない内容、あるいは根拠が不明確と思われる場合は、議長又は委員長の許可を得て「反論」(反対意見、建設的意見)ができます。

【運用】議事進行においては、反論の機会を議長及び委員長の采配により次の通り行ない、必要とした場合には、必要とした場合には、その

する。

(3) 議会が言論の府及び合議制の機関であることを認識し、議員同士が対等の立場でかつ自由な討議を重んじること。

【解説】議員の責務及び基本姿勢として、不斷の研鑽と町民意見の把握、議員間の自由討議等を定めた議員の活動原則です。

【解説】町民と議会との関係

機関として、公正性、透明性の確保、行政事務事業の監視、評価、住民意見の政策反映、分かりやすい議会運営と規定の改善等を定めた議会の活動原則です。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動をする。

(1) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、町民全体の福祉の増進を目指し活動する。

(2) 町政全般の課題及び町民の意見並びに要望等を的確に把握し、常に自己研鑽に努め、町民の代表者としての活動を質問」ができます。

(政策提案に対する反論)

第7条 議会において、町長及びその他の執行機関の長若しくは議会等の提案において、町政の重要な事項に関する事項で理解困難及び根拠不明な場合は、町長等及び議員は、議長又は委員長の許可を得て、信義と緊張関係を踏まえて「反論」することができる。

【解説】町長等が提案する重要な政策等の説明

【解説】町長等が提案する重要な政策等の説明

は政策的識見等を討議に反映する。

4 議会は、請願及び陳情を受けた場合は町民による政策提案と位置づけ、その審査にあたっては、必要に応じ提出者の意見等を聴く機会を設ける。

【解説】議員の責務及び基本姿勢として、不斷の研鑽と町民意見の把握、議員間の自由討議等を定めた議員の活動原則です。

【解説】町民と議会との関係

機関として、公正性、透明性の確保、行政事務事業の監視、評価、住民意見の政策反映、分かりやすい議会運営と規定の改善等を定めた議会の活動原則です。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動をする。

(1) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、町民全体の福祉の増進を目指し活動する。

(2) 町政全般の課題及び町民の意見並びに要望等を的確に把握し、常に自己研鑽に努め、町民の代表者としての活動を質問」ができます。

(政策提案に対する反論)

第7条 議会において、町長及びその他の執行機関の長若しくは議会等の提案において、町政の重要な事項に関する事項で理解困難及び根拠不明な場合は、町長等及び議員は、議長又は委員長の許可を得て、信義と緊張関係を踏まえて「反論」することができる。

【解説】町長等が提案する重要な政策等の説明

【解説】町長等が提案する重要な政策等の説明

「議会報告会」意見交換会等色々と臨機応変に開催します。

(議会の広報、広聴活動の充実)

【解説】議員の責務及び基本姿勢として、不斷の研鑽と町民意見の把握、議員間の自由討議等を定めた議員の活動原則です。

【解説】町民と議会との関係

機関として、公正性、透明性の確保、行政事務事業の監視、評価、住民意見の政策反映、分かりやすい議会運営と規定の改善等を定めた議会の活動原則です。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動をする。

(1) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、町民全体の福祉の増進を目指し活動する。

(2) 町政全般の課題及び町民の意見並びに要望等を的確に把握し、常に自己研鑽に努め、町民の代表者としての活動を質問」ができます。

(政策提案に対する反論)

第7条 議会において、町長及びその他の執行機関の長若しくは議会等の提案において、町政の重要な事項に関する事項で理解困難及び根拠不明な場合は、町長等及び議員は、議長又は委員長の許可を得て、信義と緊張関係を踏まえて「反論」することができる。

【解説】町長等が提案する重要な政策等の説明

【解説】町長等が提案する重要な政策等の説明

第4章 町長等と議会との関係

(信義と緊張関係の保持による審議及び反問)

【解説】議員の責務及び基本姿勢として、不斷の研鑽と町民意見の把握、議員間の自由討議等を定めた議員の活動原則です。

【解説】町民と議会との関係

機関として、公正性、透明性の確保、行政事務事業の監視、評価、住民意見の政策反映、分かりやすい議会運営と規定の改善等を定めた議会の活動原則です。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動をする。

(1) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、町民全体の福祉の増進を目指し活動する。

(2) 町政全般の課題及び町民の意見並びに要望等を的確に把握し、常に自己研鑽に努め、町民の代表者としての活動を質問」ができます。

(政策提案に対する反論)

第7条 議会において、町長及びその他の執行機関の長若しくは議会等の提案において、町政の重要な事項に関する事項で理解困難及び根拠不明な場合は、町長等及び議員は、議長又は委員長の許可を得て、信義と緊張関係を踏まえて「反論」することができる。

【解説】町長等が提案する重要な政策等の説明

【解説】町長等が提案する重要な政策等の説明

は政策的識見等を討議に反映する。

4 議会は、請願及び陳情を受けた場合は町民による政策提案と位置づけ、その審査にあたっては、必要に応じ提出者の意見等を聴く機会を設ける。

【解説】議員の責務及び基本姿勢として、不斷の研鑽と町民意見の把握、議員間の自由討議等を定めた議員の活動原則です。

【解説】町民と議会との関係

機関として、公正性、透明性の確保、行政事務事業の監視、評価、住民意見の政策反映、分かりやすい議会運営と規定の改善等を定めた議会の活動原則です。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動をする。

(1) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、町民全体の福祉の増進を目指し活動する。

(2) 町政全般の課題及び町民の意見並びに要望等を的確に把握し、常に自己研鑽に努め、町民の代表者としての活動を質問」ができます。

(政策提案に対する反論)

第7条 議会において、町長及びその他の執行機関の長若しくは議会等の提案において、町政の重要な事項に関する事項で理解困難及び根拠不明な場合は、町長等及び議員は、議長又は委員長の許可を得て、信義と緊張関係を踏まえて「反論」することができる。

【解説】町長等が提案する重要な政策等の説明

【解説】町長等が提案する重要な政策等の説明

する。

査費を交付する。

2 政務調査費の交付にあたつては、別に定める「鹿追町議会政務調査費の交付に関する条例」による。

3 政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、公正性、透明性との観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、町民から疑惑が生じないよう、議長に対し証票類を添付した報告書を提出するとともに、政務調査費による活動状況を町民に報告する。

などで町民に報告を行ないます。

第7章 議会及び事務局の組織体制整備

参考書、文献、資料等を保管する図書の整備と利用、

管理を定めました。

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の資質及び政策立案能力の向上を図るため、議員自らが自己研鑽に努めるとともに、専門知識の習得や先進事例の調査研究など幅広い研究機会を設ける。

2 前項における研修結果について、議会の広報紙等を通じ町民に報告する。

【解説】議員の資質及び政策立案能力向上等のため、議員の自己研修はさることながら、議会としては活かし、適切、迅速かつ活発に対応します。

【解説】町民との意思疎通、理解を図るために広聴活動を第一義とし、その情報提供等は広報活動により展開する体制充実を図ります。

【解説】議員の資質と能力の向上に務め、全体の議会力につなげること。そして、議員はその結果報告と実践に活かす方策の提言と実効を行ないます。

【解説】議会事務局体制の充実整備

第16条 議会は、議会及び議員の政策立案機能を高め、議会事務局の調査研究や法務機能を図るとともに体制整備の充実強化を行なう。

【解説】事務局の必要な機能(総務、議会運営、連絡調整等)、能力(議会事務処理、議会運営事務、議会規程掌理等)の確保のため体制充実を図ります。

【解説】議員定数について、議員定数は人口規模や面積などの地理的要件、財政力、町政課題、類似町との比較など多角的な見地から言動に徹します。

【解説】議員の資質と能力の向上に務め、全体の議会力につなげること。そして、議員はその結果報告と実践に活かす方策の提言と実効を行ないます。

【解説】議会事務・広聴体制の充実整備

第15条 議会は、広聴活動を活発化し、情報の収集、住民意向・要望の把握、政策提案形成、課題解決等の

【解説】議会及び議員の責務

第21条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則に基づいて制定される条例及び規則等を遵守して議会運営を行い、もつて町民を代表する合議制の機関として、町づくり及び町民に対する責任を果たさなければならぬ。

【解説】鹿追町議会基本条例等を遵守して、円滑かつ能率的でスピード感のある議會活動と運営をし、町民の代表機関として町づくりに尽力し、町民の福祉向上のために責任を果たします。

【解説】この条例は、時代趨勢、社会経済状況、町情勢、町民意向等を勘案し、常にこれらに即応した内容のものでなければならぬので、議会では適宜、検証を行ない、その結果、見直しの必要とするものは制度や規定の改正と内容の改善を行なっていきます。

【解説】この条例は、施行期日この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において町長が定める日から施行する。

【解説】この条例は、平成22年4月1日に公布をし、平成23年5月1日から施行します。ただし、予算を伴わず直ぐに実行できるものについては速やかに行います。

方策を見出し、町民には議会広報等を通して情報の提供、議会活動の報告、説明

責任、議会課題の方策や提言等について周知し、町民の意図疎通を図る体制を整える。

地位に基づく影響力を町民や地域に不正行使するとのないよう行動しなければならない。

【議員の資質と政治倫理】

第17条 議員は、町民全体の代表者として常に資質の向上を図り、社会的、政治的倫理性を自覚し、議員の地位に不正行使するとのないよう行動しなければならない。

【議員の資質と能力の向上に務め、全体の議会力につなげること。そして、議員はその結果報告と実践に活かす方策の提言と実効を行ないます。

【議員定数】

第18条 議員定数について、議会及び議員は町執行者とともに町づくりを担う重要な責任を有していることを踏まえ、行財政改革の視点からだけではなく、町づくりを成す現状と課題、将来の計画と予測、展望を十分に考慮、判断する。

【議員報酬】

第19条 議員報酬については、議員が町づくりの二元踏まえ検討する。

【議員定数の改正】

第20条 この条例は議会の最高規範であり、議会はこの条例に違反する他の条例及び規則等を制定してはならない。

【議員報酬の改正】

第21条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則に基づいて制定される条例及び規則等を遵守して議会運営を行い、もつて町民を代表する合議制の機関として、町づくり及び町民に対する責任を果たさなければならぬ。

【議員の資質と能力の向上に務め、全体の議会力につなげること。そして、議員はその結果報告と実践に活かす方策の提言と実効を行ないます。

【議員の資質と能力の向上に務め、全体の議会力につなげること。そして、議員はその結果報告と実践に活かす方策の提言と実効を行ないます。